

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	本山町

## 本山町鳥獣被害防止計画

担当部署名	本山町まちづくり推進課
所在地	高知県長岡郡本山町本山 6 3 6
電話番号	0 8 8 7 - 7 6 - 3 9 1 6
F A X 番号	0 8 8 7 - 7 6 - 2 9 4 3
メールアドレス	sangyoushinkou@town.motoyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス）、アオサギ、カワウ、ヒヨドリ、タヌキ、ノウサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	高知県本山町（国有林含む）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		ha	万円
イノシシ	水稲	1.54	170.7
	野菜等	1.95	13.7
	果樹	0.39	1.9
	飼料作物	0.02	0.1
ニホンジカ	水稲	0.15	18.4
	野菜等	3.41	24.3
	果樹	2.37	11.8
	飼料作物	0.04	0.2
	林産物	3.38	84.5
サル	水稲	0.01	1.3
	野菜等	1.83	11.4
	果樹	0.96	14.4
ハクビシン	野菜等	0.02	0.1
	果樹	0.50	2.4
カラス類	水稲	0.03	3.6
	野菜等	1.08	2.9
	果樹	0.09	0.7
アオサギ	川魚全般	—	25
カワウ	川魚全般	—	25
ヒヨドリ	野菜等	—	—

タヌキ	野菜等	0.16	0.5
	果樹	0.63	2.4
ノウサギ	野菜等	0.02	0.3
合計	水稲	1.73	194
	野菜等	8.47	53.2
	果樹	4.94	33.6
	飼料作物	0.06	0.3
	林産物	3.38	84.5
	川魚全般	-	50
	合計	18.58	415.6

※有害鳥獣捕獲許可申請書内の被害数値を参考として記載。但し、国有林野における被害状況は未計上であると共に、現地確認における最小限の被害数値を記載しているため、実際の被害数値は大幅に増加する。

## (2) 被害の傾向

本山町は、イノシシ、ニホンジカ、サルによる農作物への被害が中心である。また、近年はニホンジカによる林産物への被害も目立っている。

### ●イノシシ

生息地域及び被害地域は町内全域である。

4月から5月頃はタケノコへの食害、8月～10月頃は水稲等の穀類への食害が生じている。特に、水稲の収穫時期に水田に侵入し、水稲を倒伏させる被害は、農業生産意欲を著しく喪失するほどである。

近年、里山においてイノシシと遭遇する頻度が高くなっており、地域住民からも多くの情報を寄せられ、捕獲の強化が必要と感じている。

### ●ニホンジカ

町内全域に生息し、農林作物等への被害が深刻化している。

特に、近年は本山町北岸地域を中心として、スギ、ヒノキ等の造林木の食害が拡大し、樹木の販売価値を損ねている。また、植生が失われることで、森林の水源涵養機能の低下や土壌崩壊等の被害も考えられる。

### ●サル

町内北岸地域に生息し、複数の群れにより構成されており、約350頭が生息していると考えられる。また、近年は町内中部地域にも生息する個体が多く確認されている。

被害地域は、特に汗見川流域で著しく、水稲・タケノコ・果樹・野菜等への食害が生じている。目撃情報等から、人馴れが進んだ個体や群れがいると思われ、今後の被害拡大が懸念される。

### ●ハクビシン

野菜や果樹を中心に食害が生じている。被害規模や捕獲頭数は少ないが、一年を通じて被害が生じている。

●カラス類

苗床(水稻)に使用するビニルの損傷、田植え直後の(苗の)踏み込み、野菜等への食害が生じている。

被害状況や捕獲実績を考えると生息数は減少傾向にあると思われるが、今後も継続した活動が必要である。

●アオサギ・カワウ

アユ・アメゴ等の川魚全般に被害が著しい。被害地域は、吉野川を中心に支流となる河川全てである。吉野川内の石は、カワウ及びサギ類の糞尿により白く色付いている箇所も見受けられる。

吉野川において、群れ(20羽以上)で飛来するカワウや岩の上で休息するアオサギ、を容易に確認できることより、被害の深刻さを感じ取ることができる。

●ヒヨドリ

近年被害は出ていない。

●タヌキ

農作物を中心に食害が生じている。被害傾向はハクビシンと類似しており、一年を通じて被害が生じている。近年人家近くでも出没する状態である。

●ノウサギ

近年、野菜等への食害が生じている。また、設置した侵入防止柵の隙間から農地への侵入も確認されている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値 (R6年度)		目標値 (R10年度)	
	面積(ha)	金額(万円)	面積(ha)	金額(万円)
イノシシ	3.90	186.4	2.73	130.4
ニホンジカ	9.35	139.2	6.54	97.4
サル	2.80	27.1	1.96	18.9
ハクビシン	0.52	2.5	0.36	1.7
カラス類	1.20	7.2	0.84	5.0
アオサギ	—	25	—	17.5
カワウ	—	25	—	17.5
ヒヨドリ	0	0	0	0
タヌキ	0.79	2.9	0.55	2.0
ノウサギ	0.02	0.3	0.01	0.2

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・有害鳥獣捕獲許可</li><li>・捕獲報償金の交付</li><li>・捕獲機材の導入</li><li>・狩猟免許試験周知</li><li>・狩猟免許取得経費の助成</li><li>・狩猟者保険等の助成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少</li><li>・狩猟技術の伝承</li></ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ワイヤーメッシュ柵</li><li>・シカ・イノシシ用ネット柵</li><li>・電気柵</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・捕獲対策と同様に高齢化等により、対策の継続が難しくなりつつある。</li><li>・サル対策は必要であるが、徹底するに至っておらず、根本的な対策の見直しと取り組みが必要であり、緊急課題である。</li></ul>

#### (5) 今後の取組方針

- 有害鳥獣被害対策協議会、及び鳥獣被害対策実施隊の活動を中心に関係機関・団体と農林業者間の連携を深める。有害鳥獣被害対策体制の整備に努め、鳥獣保護と捕獲との調整を図っていく。
- 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保対策を推進し、持続的な個体数調整を目指す。
- 鳥獣の個体数減少につながる捕獲対策（妊娠期のメスジカ捕獲等）の検討が必要である。
- 捕獲と防除を一体的に取り組むことで、被害の軽減につなげていく。
- 近隣市町村（土佐町、大豊町、大川村）との連携によるシカ連携捕獲（毎年10月及び3月）を実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊の活動を通じて地元猟友会と地域住民の協力体制強化に努める。世論の理解のもと、捕獲経費の拡大・拡充を図り、捕獲活動の継続を強力に推進する。

- ・鳥獣被害対策実施隊・・・体制、規模等については6の(3)のとおり。
- ・嶺北地区猟友会・・・農林業者及び地域住民から鳥獣捕獲の依頼等を受け、地区毎で狩猟活動を実施する班(グループ)等が有害鳥獣の捕獲を行う。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8 ～ R10	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン カラス類 アオサギ カワウ ヒヨドリ タヌキ ノウサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲機材の導入(鳥獣被害防止総合対策事業)</li> <li>・農家等の狩猟免許取得の推進、捕獲技術向上と管理方法の徹底</li> <li>・狩猟技術の向上を図るため研修会等の開催</li> <li>・狩猟技術に長けた狩猟者による狩猟技術講習会の開催</li> <li>・狩猟に関して地域住民の理解を得るため、広報等を活用した活動の周知</li> <li>・被害防止および捕獲に係る補助事業の活用</li> <li>・被害対策に係るICT活用</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>●イノシシ 近年の年間捕獲頭数は平均90頭程度で推移しているが、被害状況に減少傾向はみられず、依然として水稻を中心とした被害が深刻である。 捕獲実績及び被害状況を勘案し、年間捕獲目標頭数を110頭とする。 ※有害捕獲実績：R4：173頭、R5：67頭、R6：94頭</p> <p>●ニホンジカ 本山町ではニホンジカが年々増え続けており、農作物、林産物等に多大な被害を及ぼし深刻な山村崩壊問題となっている。被害状況や捕獲実績を考えると、減少傾向はみられず、今後も積極的な捕獲活動を行っていく必要がある。 直近年度の捕獲実績及び被害状況等を考慮し、年間目標頭数を150頭とする。 ※有害捕獲実績：R4：191頭、R5：138頭、R6：134頭</p> <p>●サル 農作物等への被害と山際に生活する住民の生活に対する不安は増加しており、ここ数年では中央部、山際から離れた場所での目撃情報も増えていることもあり、一層の緊急を要するものである。近年は、平均捕獲頭数が10頭程度で推移しているが、被害状況や目撃情報を考慮し、年間目標頭数を20頭とする。 また、集落の協同体制の確立が必要と考える。 ※有害捕獲実績：R4：19頭、R5：15頭、R6：14頭</p> <p>●ハクビシン 農作物への被害は、安定して起きており、近年の被害状況と捕獲実績を勘案して、年</p>

間捕獲目標頭数を50頭とする。

※有害捕獲実績：R4：43頭、R5：49頭、R6：53頭

●カラス類

近年の被害状況や捕獲実績を考えると生息数ならびに被害農地が減少傾向にあると思われる。直近の捕獲羽数を基に年間目標羽数を10羽とする。

※有害捕獲実績：R4：8羽、R5：7羽、R6：9羽

●アオサギ・カワウ

河川の淡水魚全般における食害が深刻化している。特にカワウは、20羽以上の群れで行動するため、被害が顕著である。毎年、淡水魚(アユ・アメゴ等)の稚魚を放流しているが、アオサギ・カワウの食害により放流活動が無と化している現状より、鳥獣捕獲許可数及び申請回数を考慮し、年間捕獲目標羽数は100羽(アオサギ及びカワウ捕獲羽数の合計値)とする。

※有害捕獲実績：R4：13羽、R5：54羽、R6：69羽

●ヒヨドリ

果樹等への食害が認められる。直近年度において、捕獲実績はないが、必要に応じて捕獲を実施する。

鳥獣捕獲許可数及び申請回数を考慮し、年間捕獲目標羽数は0羽とする。

※有害捕獲実績：R1：0羽、R2：0羽、R3：0羽

●タヌキ

農作物を中心に食害が生じている。被害傾向はハクビシンと類似しており、一年を通じて被害が生じている。近年人家近くでも出没する状態である。また、農作物以外にも、家畜への被害の事例有。

被害状況・捕獲実績(特に直近年度)を考慮し、年間捕獲目標頭数は130頭とする。

※有害捕獲実績：R4：119頭、R5：142頭、R6：131頭

●ノウサギ

近年、水稻への食害が報告されている。また、設置した侵入防止柵の隙間から農地への侵入も確認されてきている。

被害状況を考慮し、年間捕獲目標頭数は20羽とする。

※有害捕獲実績：R4：9羽、R5：18羽、R6：31羽

対象鳥獣 (個体密度等)	捕獲計画数等		
	R8年度	R9年度	R10年度
イノシシ	110	110	110
ニホンジカ	150	150	150
サル	20	20	20
ハクビシン	50	50	50
カラス類	10	10	10
アオサギ	50	50	50
カワウ	50	50	50
ヒヨドリ	0	0	0
タヌキ	130	130	130
ノウサギ	20	20	20

捕獲等の取組内容	
<p>●鳥獣捕獲対象地域は、原則として本山町内とする。  ※但し、近隣町村との合同予察捕獲活動については、市町村間での調整・合意によるものとする。  ※捕獲活動の実施は、適正地において行うものとする。</p> <p>●主に銃器・わな・檻を用いて対象鳥獣の捕獲を行う。</p> <p>●4月1日から11月14日までは、有害鳥獣捕獲活動として、ニホンジカ・イノシシを対象とした捕獲活動を行う。</p> <p>●4月1日から11月14日まで及び翌年2月16日から3月31日までは、有害鳥獣捕獲活動として、ハクビシン・カラス・アオサギ・カワウ・ヒヨドリ・タヌキ・ノウサギ等を対象とした捕獲活動を行う。</p> <p>●サルは、年間を通じて、有害鳥獣捕獲活動を行う。</p> <p>●ニホンジカは、3月から6月頃までのメスジカ(妊娠中)の捕獲が個体数減少に有効と考えるため、捕獲重点期間として位置付けを検討する。</p> <p>●イノシシは、8月から9月頃までの稲穂が実る時期を捕獲重点期間として位置付けを検討する。</p> <p>●予察捕獲の必要性は十分認識しており、近隣町村との連携により予察捕獲を検討・実施する。  しかし、出役者の招集及び報酬確保の手法について課題を有する。</p>	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R8年度	R9年度	R10年度
ニホンジカ	5,000m	5,000m	5,000m
その他鳥獣	10,000m	10,000m	10,000

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	R8～R10
全鳥獣	県の事業を活用した、侵入防止柵の設置費用補助

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

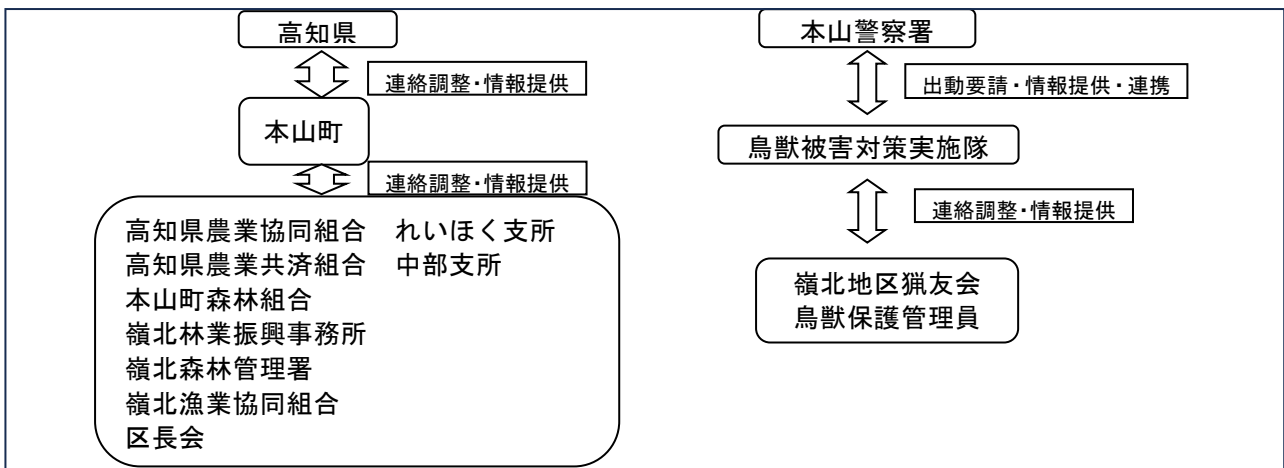
R8年度 ～ R10年度	地域における懇談会や講習会等を通じて鳥獣情報の収集を行い、緩衝帯の整備、放任果樹の除去などの生息環境管理活動を実施する。 また、地域住民の理解と協力により、鳥獣捕獲活動を円滑に実施できるように、捕獲活動の必要性等について普及啓発を行う。 特にニホンジカの捕獲に関しては、国有林野内の捕獲となる場合もあることから、該当する機関との協議・調整が必要と考える。 本山町は、愛媛県との県境に位置する。ニホンジカの捕獲活動中においても、他県での捕獲はできない状況にある。市町村間の連携も必要であるが、近隣県間の調整も必要と考えるため、県同士の調整と、農政局・林野庁の積極的な協力を依頼する必要性を感じている。
--------------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供
嶺北地区猟友会（鳥獣保護管理員含む）	有害鳥獣に係る情報収集・提供、捕獲活動
高知県中央東農業振興センター （嶺北農業改良普及所）	地域巡回、情報収集・提供
区長会	情報提供
高知県農業協同組合 れいほく支所	地域巡回、情報収集・提供
高知県農業共済組合 中部支所	情報収集・提供
本山町森林組合	地域巡回、情報収集・提供
嶺北森林管理署	国有林に関する情報提供
本山警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県中山間地域対策課 鳥獣対策室	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
本山町まちづくり推進課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、状況に応じて適切に処理(埋設等)することとする。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

ニホンジカ等は、高知県内において、食肉(食材)としての利活用が検討・実施されている。本山町としても、捕獲鳥獣の有効活用のため、食肉(食材)としての利活用を目指し、施設整備や推進体制等について関係者と協議を進め、取り組みを検討する。

なお、シカ肉等を食肉として加工、販売する場合は、関連する法律(食品衛生法等)を十分理解し、「よさこいジビエ衛生管理ガイドライン」を参考とした上で食肉として使用するものとする。

### (2) 処理加工施設の取組

取組事例なし

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組事例なし

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	本山町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
嶺北地区猟友会(鳥獣保護管理員含む)	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の活動を行う。
高知県中央東農業振興センター(嶺北農業改良普及書)	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
高知県中央東林業事務所(嶺北林業振興事務所)	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
区長会	地域住民に対し、理解と協力を啓発する。
高知県農業協同組合れいほく支所	対象地域を巡回し、営農(技術)指導や情報提供を行う。
高知県農業共済組合 中部支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
本山町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
嶺北漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
本山町まちづくり推進課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
嶺北森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
本山警察署	住宅地等、住民への被害発生時の連携を行う。
高知県中山間地域対策課 鳥獣対策室	有害鳥獣関連対策の情報提供や指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成25年5月1日 任期：2年 構成：町職員（うち、対象鳥獣捕獲員0名） 規模：町職員2名（本山町まちづくり推進課2名） 実施隊が行う被害防止策： 集落点検見回り、追い払い、生息・被害調査、広報、啓発等 事務局：本山町まちづくり推進課
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現時点では、地元猟友会を中心として、鳥獣被害の防止活動に取り組んでいる。今後協議を重ねるなかで、必要とされる事項等が生じた場合には、協力を要請する等の取組を考えている。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策については、関係機関等と連絡を密にして被害状況を的確に把握し、生態系にも配慮した防止策の確立を図る。 また、嶺北地域内での狩猟免許取得に関連する講習会の実施等、近隣町村と調整を行い、狩猟者数の増加を図るための取り組みを行う。 鳥獣の人家付近への出没など人的被害が懸念される場合、関係機関と連携し、地元住民への注意喚起や追い払い、捕獲等の措置を講ずるものとする。
--